別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １間接補助事業 | ２事業実施主体 | ３間接補助対象経費 | ４補助基準額 | ５間接補助事業の重要な変更 |
| 重度障がい児者支援事業 | 重度障がい児者に対して生活介護、放課後等デイサービス、短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等 | 重度障がい児者を支援する生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所又は短期入所事業所の運営に要する経費 | （１）生活介護事業所  重度障がい児者１人当たり日額 2,900円  ※ただし、「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営事業の補助対象となる重度障がい児者の補助基準額は算定しない。  （２）放課後等デイサービス事業所  重度障がい児者１人当たり日額 1,900円  （３）短期入所事業所  重度障がい児者１人当たり日額 6,700円 | 補助金の増額又は補助基準額の２割を超える減額 |
| 「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営事業 | 生活介護事業所に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第２条第１項第１６号に規定する常勤換算方法（以下、単に「常勤換算」という）により2.0人以上の看護職員を配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に対して生活介護による支援を行う社会福祉法人等 | 医療的ケアを必要とする重度障がい者を支援する生活介護事業所の運営に要する経費 | 医療的ケアを必要とする重度障がい者のうち、  （１）医療的ケアスコアが32点以上の者１人当たり日額 11,800円  （２）医療的ケアスコアが24点以上31点以下の者１人当たり日額 7,200円  また、事業所における看護職員の配置数が、常勤換算4.0人以上の場合は、（１）の額を13,900円、（２）の額を9,300円とする。 | 補助金の増額又は補助基準額の２割を超える減額 |

注１　補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の４月１日から３月３１日までのものを対象とする。